

雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金を受給している事業主の皆様

平成22年4月1日より、教育訓練で雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金を受給するときの取扱いが一部変更になりました。

○ 計画届を提出するときには、個人別日別の計画一覧表を添付してください。

もともと申請時に作成していただいていた個人別日別の実績一覧表（様式第5号(3)）を、教育訓練については計画段階にも計画一覧表（様式第1号(3)）として作成してください。

ただし、この計画一覧表の様式は申請時に提出していただく実績一覧表と兼用ですので、内容に変更がなければ、申請時に実績一覧表として活用できます。

○ 計画届が変更になった場合には、訓練日数や受講者の増減にかかわらず変更届を提出してください。

これまでは教育訓練の日数や受講者が減少した場合は変更届を提出する必要はありませんでしたが、教育訓練について、何らかの変更があれば変更届を提出していただく必要があります。

ただし、受講者の急な欠席等、受講者の責めに帰すべき理由による場合は除きます。また、労使協定の変更を伴わない限り、**FAXやメール等での送付も可能**です。この場合、変更届が届いているか電話により提出したハローワークや労働局に確認してください。

○ 事業所内訓練を行った場合については、必ず訓練日ごとに各受講者にアンケートやレポート等を作成してもらい、支給申請時に提出してください。

支給申請時の添付資料として審査の対象となります。

なお、所定の様式は特にありませんが、**この書類が整わない教育訓練については、支給対象となりません**ので注意してください。

なお、6月30日までは従来の取扱いも可能としておりますが、**次回計画届を提出する際には、可能な限り本取扱いによることとしてください。**

詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください。なお、訓練当日等に、労働局やハローワークの職員が、訓練受講者に対する電話でのヒアリングや実地調査のための事業所訪問等をすることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

